

装官会第58号  
27.10.1

長官官房会計官  
施設等機関の長 殿

防衛装備庁長官  
(公印省略)

防衛装備庁における資金前渡官吏の金庫管守について (通達)

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

## 防衛装備庁における資金前渡官吏の金庫管守について

### 第1 目的

この通達は、別に定めるもののほか、防衛装備庁における資金前渡官吏の金庫管守について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 用語の意義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 金庫

資金前渡官吏が使用する現金、印鑑、小切手帳及び国庫金振替書を保管するダイヤル施錠式の堅牢なつくりの金庫をいう。

#### (2) 資金前渡官吏

防衛装備庁における資金前渡官吏の事務取扱について（装官会第59号）の別表に規定する資金前渡官吏をいう。

#### (3) 印鑑

小切手帳、国庫金振替書に押印する資金前渡官吏の官職印をいう。

#### (4) 護衛者

現金を輸送する場合にその亡失等の防止のために同行させる防衛装備庁職員等をいう。

### 第3 金庫の定位置

金庫の定位置は、資金前渡官吏の所属する部署の事務室内とする。

### 第4 金庫の管守及び管守責任者

金庫の管守責任者は、資金前渡官吏とする。金庫の管守責任者は、自らの責任において、金庫の鍵を常に所持又は保管しなければならない。また、予備の鍵及びダイヤル番号表は金庫の管守責任者が封印した後、最寄の普通銀行に保管を依頼することができる。

### 第5 金庫開閉担当者

金庫開閉担当者は、資金前渡官吏とする。

## 第6 金庫開閉担当者の表示

金庫開閉担当者は、所管の金庫の右肩中央に長さ30センチメートル、横8センチメートルの白紙を貼付し、自己の官職及び氏名を表記しなければならない。

## 第7 現金輸送の場合の措置

資金前渡官吏は、日本銀行本店、支店又は代理店から現金を引出し、これを輸送しようとするときは、自動車等でこれを行い金額の多寡を考慮して護衛者を同行させ、亡失その他の事故防止に深甚の注意を払わなければならない。

## 第8 印鑑と小切手帳及び国庫金振替書の個別保管

印鑑と、小切手帳及び国庫金振替書は、不正に使用されることのないように、それぞれ別の容器に格納し、施錠の上金庫に保管しなければならない。

## 第9 日計表の作成及び現金等の照合検査の確認

資金前渡官吏は、支払の都度日計表を作成し、現金の照合、小切手帳、国庫金振替書の枚数の点検及び関係帳簿の記帳の正否を確かめた後、現金、小切手帳及び国庫金振替書は金庫に格納し、印鑑は、金庫又はその他确实なところに格納し、施錠の上、厳重に保管しなければならない。

## 第10 非常の場合における措置

天災、地変その他緊急非常の場合には、資金前渡官吏は速やかに印鑑、現金、小切手帳及び国庫金振替書その他重要帳簿類を安全な場所に移管し、亡失、焼失等の事故のないように適切な措置をとらなければならない。

